- 11 外国人と共生する豊かなまちづくり(多文化共生)

現行の基本構想

1.「平和事業の 推進」

2 - 5 平和 の推進と国際 化への対応 福祉社会は 平和であって こそ実現する のであり、世 2.「国際化に対 界の恒久平 応した地域社会 和を願い、平 づくり 和の視点を 国際化の進展に 取り入れた区 対応した区政を推 政の推進を 進し、異文化理解 図ります。ま を促進するととも た、外国人を に、交流や理解を 地域社会の 通じて、外国人に 一員として受 も生活しやすい地 けとめ、地域 域社会を形成しま における外国 す。また、平和や 人との交流や 地球環境問題等 異文化理解 について、区民の の促進を始 意識啓発と活動 めとした国際 の促進を図るとと 交流等を通じ もに、内外の人々 て、国際社会 の活動や組織と に開かれた の交流及び連携 地域社会の の促進を図りま 形成を図りま す。

す。

将来のあるべき姿

1.居住する人々が、「安全」で「安 心」して「快適」に過 ごせる"多文化共 生社会"のモデル 地区を実現する。

- 2.区は長期的な視野で多文化共生社会の実現に向けた施策・運営・業務を行う。
- 3.区と住民及び住民同士の情報の伝達・共有化がスムースに進み、必要に応じて情報が多言語で伝達できる。
- 4.外国人が地域の一員として、積極的に参加出来る「地域ネットワーク・地域コミュニティ」が構築される。
- 5.外国人の人権 の尊重と行政参加 の機会が保障され る。

現行の基本計画

(1)「平和事業の推 進」啓発事業の充 実を始め、生涯学 習等における平和 に関する学習活動 を推進します。

(1)「外国人のため の環境整備」 外国人にも生活し やすい地域社会を 形成します。

(2)国際理解を深める事業の推進 多様な主体が連携 し、外国人との交流 や外国人の地域へ の参加を促進し、 異文化理解を促進 します。 取り組みの方向性

(1)外国人住民への 総合的対応 (4項目の提言)

- (2)相互理解を深め る対応 (2項目の提言)
- (3)外国人を地域社 会の一員として受け とめ、地域のネット ワークをつくる (4項目の提言)

(4)外国人代表者 会議の設置と外国 人の人権の尊重 (6項目の提言) 現行の実施計画

67平和啓発事業の推進

68多文化共生のまちづ〈 り【重点】【新規】

69日本語学習への支援 【重点】【新規】 第6分科会提言の譲れない具体的な項目

外国人と地域を取り巻く問題の多様化・複雑化に対応するため、区は総合的な行政サービスの提供と施策対応を行う専門部局を行政組織内に設置する。

区と区民(日本人·外国人)は、区内 に在住·在勤する人の相互理解を推進 するための具体方策を早急に策定す る。

区と区民(日本人・外国人)は、外国 人も含めた地域社会構築のために既 存のネットワークの見直しと再構築が 必要である。

区は、在住外国人への日本語学習の機会・就業の機会と外国人子女への日本人と同等の教育機会等が得られるように支援し、彼等の固有の言語・文化等を認知する。

外国人代表者会議を設置し、在住外国人が区民として区政に参加できる機会を確保する。

区は、人道的見地から、在留資格の 有無を問わず緊急を要する外国人へ の支援を講じる。